

## 「PFAS汚染からいのちの水を守る各務原市民の会」・会則

- 1, (名称) 本会は「PFAS汚染からいのちの水を守る各務原市民の会」(以下会) と称する。
- 2, (目的) ① 2年9カ月にわたってPFAS禍を隠蔽した行政の過ちの原因を明らかにし、2度と過ちが起きないように市民として何をすべきかを考えること  
② 科学的な見地にに基づきPFASとは何かを市民間で共有すること。  
③ 今も汚染水が供給されている現状の打開策を1日も早く取るよう市に求めること。  
④ PFASの発生源を明らかにするため市民と行政が情報を共有し発生源を断つために何をすべきかを考え行動すること。
- 3, (所在地) 会は次の所在地に事務局を置く。  
各務原市
- 4, (会員) 目的に賛同する人をもって会員とする。
- 5, (世話人) 会には必要に応じて世話人を置く。
- 6, (運営) 会の運営は世話人会が行う。
- 7, (事業) 集会、催事、学習会、街頭宣伝、ニュースの発行等。
- 8, (会計) 費用については会員及び市民からの募金で賄う。

### 「PFASからいのちの水を守る各務原市民の会」入会申込書

|     |            |
|-----|------------|
| 氏名  |            |
| 住所  | 〒<br>----- |
| 電話  |            |
| メール |            |

下のQR  
コードから  
申し込めます

